

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
新潟県									
村上市	百姓やってみ隊	就農・定住希望者	4月から3月まで、農業実習や地域のくらし実習、産業興し実習として、農業体験及び地域の宝である「人」「自然」「生業」を通じた体験・交流を計13回、1泊2日の日程で実施。農業体験は地元の方一に教わりながら作付け、手入れ、収穫を実施。また、空き家を利活用し、参加者がいつでも(活動日・長期滞在等)宿泊でき、交流の場、知恵を生み出す場として拠点施設を活用している。	平成27年度募集は終了(前年度中)	10人程度	村上市山北支所地域振興課	0254-77-3111	http://www.city.murakami.lg.jp/site/hyakushou/	9
	村上牛生産振興対策事業補助金	JAにいがた岩船組員 JAかみはやし組員	村上牛振興を図ることを目的とした繁殖牛の導入、新規就農者の肉用牛導入等に対する助成。定額または一部補助。	通年	若干名	村上市農林水産課	0254-53-2111	http://www.city.murakami.lg.jp/	4
新発田市	「新・農業人」支援事業	市内での就農を目指す新規1ターン者(市外出身者)であって、原則として市内で1年以上農業研修を受けようとする者	新規就農に向けて研修を受ける者に対し、研修期間中における生活費の助成のため補助金を交付するとともに、関係機関と連携を図りながら、技術支援、生活支援及び生活基盤支援を行う 青年就農給付金(準備型)上乗せ補助900千円	通年	5人	新発田市農水振興課	0254-33-3108	http://www.city.shibata.niigata.jp/	3
阿賀野市	新規就農者支援事業	新規就農者	新規就農者(農業後継者含む)が、指導農業士や農業法人の下で実施する実践研修に係る研修経費、農業機械等の免許取得に係る受講料、旅費、宿泊費等の実費の1/2を助成する。 上限:1人50,000円以内	通年	若干名	阿賀野市産業建設部農林課	0250-61-2478	http://www.city.agano.niigata.jp/	3
	中古農機具購入支援事業	新規就農者	新規就農者が、農機具店等から購入する中古農機具等の購入費用の1/2を助成する。 (限度額2年間で200万円)	通年	若干名	阿賀野市産業建設部農林課	0250-61-2478	http://www.city.agano.niigata.jp/	4
聖籠町	聖籠町農林水産振興事業	県単事業に採択された者	・県事業への上乗せ 総事業費(税抜)×補助率 ＝上乗補助額 ※上乗補助率 県単4/10以上の場合…1/10 県単4/10未満の場合…2/10	随時	人数制限なし	聖籠町産業観光課農業振興係	0254-27-2111	http://www.town.seiryo.niigata.jp/kurashi2012/kurashi08_nougyou/02.html	4
新潟市	がんばる農家支援事業	認定農業者(水稲生産者は、生産調整達成者)	水稲や園芸生産などに関する機械・施設を整備するのに要する経費を助成する。 上限事業費300万円以下、補助率3/10以内	平成27年度分の申請は既に終了。	予算の範囲内	新潟市農業政策課生産政策係	025-226-1772	—	4
	新規就農者確保・育成促進事業<新規就業者研修支援事業>	農業者・農業法人	【就業1年目】研修に係る経費として新規就業者に支払う給料の2分の1(上限8万円/月)を助成する。 【就業2年目】研修に係る経費として新規就業者に支払う給料の4分の1(上限4万円/月)を助成する。 ※障がい者を雇用した場合、就業1年目は給料の4分の3以内、2年目は給料の2分の1以内を助成する。	平成27年度分の申請は既に終了。	予算の範囲内	新潟市農林水産部農業政策課担い手育成係	025-226-1768	—	5

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
新潟市	新規就農者確保・育成促進事業<アグリパーク就農研修支援事業>	就農検討者・就農初期の者	アグリパークが実施する「ニューファーマー育成研修」の受講費の2分の1を助成する。	随時	予算の範囲内	新潟市農林水産部農業政策課担い手育成係	025-226-1768	—	3
田上町	新規就農者支援事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)事業者	新規就農者が経営規模の拡大及び新規部門の開始に必要な機械等を農協等が「リース」を行うのに要する経費に対し助成する。補助率1/10以内。	通年	制限なし	田上町産業振興課農林係	0256-57-6225	http://www.town.tagami.niigata.jp/	4
加茂市	加茂市農林水産業総合振興事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)事業者	新規就農者が経営規模の拡大及び新規部門の開始に必要な機械等を農協等が「リース」を行うのに要する経費に対し助成する。補助率3/10以内。	設定なし(随時)	設定なし(随時)	加茂市農林課農政係	0256-52-0080	http://www.city.kamo.niigata.jp/section/norin/index.htm	4
三条市	新規就農者確保総合対策事業	農家子弟であり、新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者支援)の対象となる者。	新規就農者が就農時に機械・施設等資本装備を行うのに要する経費に対して1/10を補助する。	通年	若干名	三条市農林課農政係	代表: 0256-34-5511(内434)	http://www.city.sanjo.niigata.jp/nourin/	4
	三条市青年就農者育成等支援事業	応募時38歳以下で、市指定の県外先進農家研修終了後、主に市内中山間地域に居住し、野菜園芸により農業経営を開始する者	2年間の研修期間中に国の準備型給付金に加えて年間90万円の生活費を補助。研修終了後の住居や農地の斡旋、経営開始後2年間の講師派遣料を市が負担し、販路開拓の支援を行う。						2・4
長岡市	新規就農者確保支援対策事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)対象者	新規就農者の資本への初期投資を軽減するため、リースによる機械・施設の導入に対し県補助に上乗せ補助するもの(補助率:県補助対象事業費の10%以内)	要相談	—	長岡市農政課担い手育成係	0258-39-2223	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/	4
	就農初期段階運転資金支援事業	農業の経営基盤が長岡市にあり、かつ市内に住所を有している、認定新規就農者または青年就農給付金受給者で経営開始から概ね3年以内の者	農地や機械の賃借料、自ら生産する農産物へ使用した種苗費、肥料・農薬費、販売経費等を補助 補助率は補助対象経費の50%以内(ただしU・ターン者が新規就農した1年目のみ100%補助)とし、かつ、1事業者につき補助金の合計額の上限を40万円までとする。	要相談	—	長岡市農政課担い手育成係	0258-39-2223	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/	4
	技術習得、経営移譲に向けた研修支援事業	農畜水産業等を営む個人又は法人(経営継承・独立自営就農を志す青年等の研修を受入れ、研修指導を行うことができる者)	青年等を雇用し、生産技術・経営に関する知識等を身につけさせるために実践的な研修を行う場合に、月額10万円を上限に、研修に係った費用の1/2を補助する(最長3年)	要相談	—	長岡市農政課担い手育成係	0258-39-2223	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/	6

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
長岡市	新・農業人リクルート支援事業	長岡市内に住所を有し、学生・社会人等の就農体験者を受け入れることができる者(農業生産法人、認定農業者等)	農業生産法人、認定農業者等が、就農を志す学生・社会人等を対象に、短期就農体験(インターンシップ)の受け入れに係る経費を補助する。 (受け入れ者1人1日につき1万円)	要相談	—	長岡市農政課担い手育成係	0258-39-2223	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/	6
小千谷市	定住促進事業家賃補助事業	年齢が55歳以下であり、U・J・Iターンにより、事業所に勤務(新規就職者を含む)または新規就農し、住民登録をした日から6ヶ月以内に申請される方。また、転入後は市税を滞納せずに納付される方。	支払った家賃の月額(共益費を除く)と、当該借家などに付属する駐車場の使用料との合計金額の3分の1以内の額(20,000円を限度、1,000円未満切捨て)を補助します。	随時	—	小千谷市建設課建築住宅係	TEL0258-83-3514 FAX0258-83-2789	http://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/kensetsu/teijusokushin.html	8
魚沼市	魚沼市資本装備支援事業	新規就農者、民間リース会社等	新たに農業を始めようとする農業者又は学校を卒業して農業に就業する農業後継者で、就農に当たっての施設・機械の整備に係る経費について、国県補助事業に上乗せ補助する。 補助率30%以内 施設300万円上限、機械100万円上限	随時	予算の範囲内	魚沼市農林課農政室	025-799-3485	http://www.city.uonuma.niigata.jp/	4
		認定農業者、農業者団体、民間リース会社等	国県の補助事業の採択が見込まれる施設・機械の整備に係る経費について、国県補助事業の上乗せ補助する。 補助率10%以内 施設300万円、機械100万円上限	随時	予算の範囲内	魚沼市農林課農政室	025-799-3485	http://www.city.uonuma.niigata.jp/	4
	魚沼市新規就農者研修支援事業	新規就農者	新規就農者が農業大学校及び指導農業者や農業法人の下で実習する研修受講料、旅費、宿泊費等を補助する。 補助率1/2 10万円上限	随時	予算の範囲内	魚沼市農林課農政室	025-799-3485	http://www.city.uonuma.niigata.jp/	3
十日町市	農業実習受入支援事業	農業者	農業実習者を受入れ、農業実習を行った農業者に対し、実習費用の一部を助成する。 ・農業実習期間1ヵ月～3ヵ月 ・市内実習者受入農家:月額2万円 ・市外実習者受入農家:月額5万円(宿泊助成含む)	随時	特に規定なし(予算の範囲内)	十日町市産業観光部農林課	025-757-3120	http://www.city.tokamachi.niigata.jp/sangyo/10150100004.html	6

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
十日町市	新規就農者資本装備支援事業	認定就農者、認定新規就農者	認定就農者が農業施設や機械をリースする場合、県補助に上乗せ補助する。 補助率3/10以内	県単申請日に準ずる	特に規定なし(予算の範囲内)	十日町市産業観光部農林課	025-757-3120	http://www.city.tokamachi.lg.jp/sangyo/10150100005.html	4
	青年就農準備金	新規就農者	経営開始かかる初期経費に対して100万円以内を支給する。	随時(新規就農開始時)	特に規定なし(予算の範囲内)	十日町市産業観光部農林課	025-757-3120	http://www.city.tokamachi.niigata.jp/	4
	新規就農者家賃補助事業	認定就農者、認定新規就農者	認定就農者への家賃補助により、Uターン者を受け入れ、定住促進を図る。 ・研修中または新規就農後3年間に限り家賃の1/3を補助する。 ・補助月額上限1万5千円	随時	特に規定なし(予算の範囲内)	十日町市産業観光部農林課	025-757-3120	http://www.city.tokamachi.lg.jp/sangyo/10150100005.html	8
津南町	新規就農者用賃貸住宅	新規参入者(40歳まで)	就農希望者に対して、新規就農者専用の町営アパート(谷内ファームハイツ)入居を受付。 ・世帯用:4室 ・単身者用:8室	随時	2~3名	津南町地域振興課内津南町農業公社	025-765-3115	http://www.town.tsunan.niigata.jp/	8
	アグリサポーター事業	就農希望者を受け入れ、研修を行った農業者(法人・個人)(研修者は概ね18歳以上40歳までの男女)	就農希望者を受け入れ、研修を行った農業者(法人・個人)に対して、経費の助成を行う。 研修者1人当たり50,000円/月×12カ月	随時	2~3名	津南町地域振興課農林班	025-765-3115	http://www.town.tsunan.niigata.jp/	6
	新規就農者資本装備支援事業	認定就農者、認定新規就農者	認定就農者が農業施設や機械をリースする場合、県補助に上乗せ補助する。 農家子弟 事業費の2/10以内(機械装備のみ) 新規参入者 事業費の15%以内	随時	特に規定なし(予算の範囲内)	津南町地域振興課農林班	025-765-3115	http://www.town.tsunan.niigata.jp/	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
柏崎市	農林業経営改善支援事業	以下のすべてを満たした者であること ①農林業経営体であって、法人にあつては市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所を有し、個人にあつては営農拠点が市内であること。 ②新規に1名以上の通年雇用を行うこと。 ③農業者にあつては認定農業者であること。	新規に農林業の雇用者を受け入れた農林業経営体に対し、経営改善による雇用者賃金の確保を求めるとともに、賃金を補助する。 1、事業概要 ①補助金額は、1名あたり月額9万5千円を上限とする。 ②交付期間は、1名あたり最長5年間とする。 2、交付条件 ①交付期間終了後5年以上の継続雇用を実施すること。 ②雇用者は市内在住のおおむね50歳未満であること。 ③雇用形態は別に定める雇用条件を満たし、雇用契約を締結していること。 ④通年雇用の雇用継続を確保するための具体的な営農計画を有し、交付前に市長の承認を受けること。 3、募集期間 募集は終了しました。 4、補助金返還要件 交付期間満了後5年以上の継続雇用ができない場合は交付金を交付終了後10年以内に返還すること。 5、達成状況報告 補助金交付年から10年間達成状況を報告すること。	平成23年から27年度の5カ年(募集は定員になりましたので、終了しました。)	23年度 8人 24年度 6人 25年度 1人	柏崎市農政課 農村地域振興班	0257-21-2295	http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/	5
刈羽村	農業経営安定化対策事業	45歳未満の就農者を雇用する認定農業者	対象農業者に対し、就農者1人分の賃金及び通勤手当を、月額15万円を限度に交付	通年	3名	刈羽村産業政策課	0257-45-3913	http://www.vill.kariwaniigata.jp/	5
上越市	担い手育成確保支援事業	新潟県農林水産業総合振興事業対象者	新潟県農林水産業総合振興事業への上乗せ補助 ※平成27年度をもって事業廃止予定	平成27年度分の募集は既に終了。	—	上越市農政課	025-526-5111	http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/nousei/	9
	上越市農業法人新規就業者農業実践研修支援事業	全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」の採択を受けた農業生産法人等と雇用契約を締結した新規就業者	対象新規就業者に、上限30,000円/月×最長12ヶ月の助成金を交付 ※平成27年度をもって事業廃止予定	通年	予算の範囲内	上越市農政課	025-526-5111	http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/nousei/	3

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
妙高市	妙高市新規就農者等支援事業 (新規就農者機械導入事業)	【補助対象者】 農業協同組合、第3セクター、民間 リース会社 【補助対象経費】 リース契約に基づき認定就農者に 貸し付けるために行う機械導入に要 する経費	【補助金の額】 次に掲げる額の合計 (1)補助対象経費に県要綱で定める 補助率を乗じた額 (2)補助対象経費に5/100を乗じた額	随時	予算の範 囲内	妙高市農 林課	0255-74- 0027	http://ww w.city.myok o.niigata.jp /	4
	妙高市新規就農者等支援事業 (新規就農者利用権設定事業)	【補助対象者】 県認定就農者 【補助対象経費】 賃借料の支払いに要する経費	【補助金の額】 次に掲げる額の合計 (1)補助対象経費に県要綱で定める 補助率を乗じた額 (2)補助対象経費に5/100を乗じた額	随時	予算の範 囲内	妙高市農 林課	0255-74- 0027	http://ww w.city.myok o.niigata.jp /	4
糸魚川市	農業資金貸付事業	研修教育施設に在学し、かつ、教育 施設を卒業した日の月の翌月から 起算して24ヶ月以内に市内で農業 に従事しようとする者	新潟県就農促進方針に定める研修 教育施設において、新潟県知事に より認定を受けた就農計画に従って 就農に必要な技術または経営方法 を習得するための研修教育を受け るのに必要な資金の貸付(無利息)	通年	若干名	糸魚川市 農業経営 支援セン ター	025- 552-1511	http://ww w.city.itoig awa.lg.jp/	3
	農林水産業就業研修事業	【対象者】 ①農林水産業への就業を希望する 市外に住所を有する者 ②就業研修開始日において18歳以 上60歳未満の者 【条件】 ①連続した5日間以上研修を実施 する場合	①交通費の補助として居住地から の移動に要する費用の1/2(限度額 一人につき15,000円) ②宿泊費の補助として1泊につき 2,000円(限度額一人につき10,000 円)	通年	10名程度	糸魚川市 農業経営 支援セン ター	025- 552-1511	http://ww w.city.itoig awa.lg.jp/	3
	農業就職技術研修支援事業	【対象者】 ①就農予定時の年齢が、45歳以上 60歳未満の者 ②研修後、農業法人に就職もしくは 自ら農業経営を営むことが確実な者	就農希望者が先進農家又は農業法 人等で栽培技術や経営ノウハウを 研修する場合に補助金を交付する。 年間最大150万円(最長2年間)	通年	若干名	糸魚川市 農業経営 支援セン ター	025- 552-1511	-	3
	農業法人等雇用研修支援事業	【対象者】 ①45歳以上60歳未満の就農希望者 を雇用し研修を実施する農業法人 等	就農希望者を雇用し栽培技術や経 営ノウハウを研修する場合に補助 金を交付する。 年間最大120万円(最長2年間)	通年	若干名	糸魚川市 農業経営 支援セン ター	025- 552-1511	-	6

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
佐渡市	農林水産業振興事業(新規就農者育成事業:里親農家支援事業)	<p>【対象者】 新規就農者の支援に積極的な農業者・農業生産法人・農業振興公社・農業者団体</p> <p>【条件】 新規就農者の合意のもと、営農技術や地域との橋渡し役、機械や施設といった生産基盤等の支援を行う就農支援計画を策定すること</p>	<p>①交付単価 30万円/研修生一人あたり ②交付期間 研修開始から最長5年間</p>	随時	予算の範囲内	佐渡市農林水産課	0259-63-3761	http://www.city.sado.niigata.jp/	6
	農林水産業振興事業(新規就農者育成事業:農地支援事業)	<p>【対象者】 ①就農希望者に農地を研修圃場として、無償で提供・貸与する農地の所有者等 ②新規就農者に農地を貸与(6年以上の利用権設定)する農地の所有者</p> <p>【条件】 ①当該年度の農地利用調整時提示用参考小作料の70%以下の金額での貸与 ②平成26年4月1日以降の利用権設定であること</p>	<p>①交付単価 8,000円/10a ②交付期間 ・研修圃場・・・最長2年間 ・農地貸与・・・利用権設定開始日から最長5年間</p>	随時	予算の範囲内	佐渡市農林水産課	0259-63-3761	http://www.city.sado.niigata.jp/	6
	農林水産業振興事業(施設整備事業)	佐渡在住で、地域又は団体の共同施行及び個人で、新潟県農林水産業総合振興事業の補助を受ける事業主体。	新潟県農林水産業総合振興事業の認定を受けた事業に係る事業費について10%以内の補助を行う。	随時	予算の範囲内	佐渡市農林水産課	0259-63-3761	http://www.city.sado.niigata.jp/	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
石川県									
金沢市	金沢市異業種新規農業参入支援事業	・新たに市内の10アール以上の遊休農地において、5年以上の賃借権の設定等により、野菜、花き等の栽培を行う企業・団体(農業を営むことを主たる目的とする団体を除く)	就農に係る初期投資に支援 ①土地の賃借料(補助率 10/10) ②土地基盤整備(補助率 6.5/10) ③土壌改良資材(補助率 10/10) ④生産施設整備(補助率 13/30) ⑤農業機械整備(補助率 13/30)に補助 (平坦地域に参入の場合は、①、③のみ支援) ※H26以降の新規申請企業・団体の①、③の支援については、補助率を段階的に引き下げ	—	—	金沢市農業振興課	076-220-2214	http://www.city.kanazawa.lg.jp/soshiki/nourin/17051.html	4
	金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業	・新たに市内の中山間地域の10アール以上の遊休農地において、10年以上の賃借権の設定等により、野菜、花き等の栽培を行う農業者 ・農協、研修機関の推薦を受けた者 ※H26以降の新規申請者については、「10年以上」→「5年以上」に変更	就農に係る初期投資に支援 ①土地の賃借料(補助率 10/10) ②土地基盤整備(補助率 8/10) ③土壌改良資材(補助率 10/10) ④生産施設整備(補助率 13/30)に補助 ※H26以降の新規申請者の①、③の支援については、補助率を段階的に引き下げ	—	—	金沢市農業振興課	076-220-2214	http://www.city.kanazawa.lg.jp/soshiki/nourin/17051.html	4
	金沢農業大学校修了生等就農支援事業	【個人】 ・金沢農業大学校の研修を修了した者又は修了する予定の者 ・本市における10アール以上の農地において、5年以上農作物の生産を行う者 【団体】 ・金沢農業大学校の研修を修了した者又は修了する予定の者のみで構成する団体 ・本市における10アール以上の農地において、5年以上農作物の生産を行う団体	【個人】農作物の生産を開始してから3年度まで支援 【団体】農作物の生産を開始してから5年度まで支援 土地の賃借料:補助率(1年度目 10/10)(2年度目 9/10)(3年度目以降 8/10) 土地基盤整備費:補助率(1年度目 10/10)(2年度目 9/10)(3年度目以降 8/10) 土地改良資材費:補助率(1年度目 10/10)(2年度目 9/10)(3年度目以降 8/10) 生産施設整備費:補助率(1年度目 1/2)(2年度目 1/2)(3年度目以降 1/2) 農業機械の購入費及び賃借料:補助率(1年度目 1/2)(2年度目 1/2)(3年度目以降 1/2)	—	—	金沢市農業センター	(076)249-2744	—	1.4
七尾市	七尾市新規就農者確保対策事業	(1) 市内で農業を営む認定農業者であること。 (2) 専ら農産物の生産に従事する者を継続して雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術及び経営手法等農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと。 (3) 研修を行う被雇用者との間で、雇用契約を締結すること。 (4) 研修生1人に対して、十分な指導を行うことができる農業従事経験5年以上の研修責任者を1人以上置くこと。 (5) 過去の農業就業期間が3年未満の者であること。	1. 新規に研修生を雇用し、実践研修に要する経費として、研修責任者の人件費の一部を支援する。研修支援の期間は、研修生を新規雇用してから2年目の当該年度末(最大24箇月分)までとする。(月額5万円) 2. 市内の定住促進住宅へ入居する研修生に対する住宅支援として、その家賃の半額を助成する。(上限は月額1万5千円)	—	—	七尾市産業部農林課	0767-53-8422	—	3.6.8
小松市	環境王国ひとづくり支援事業	1 石川県立大学で修学する農業者 (1)科目履修生・聴講生 (2)研究生 (3)実習生 2 研修会開催 ・10名以上の営農組織で研修会を開催する場合 3 新商品開発 ・農業者等が小松市の農産物を使った新商品開発や販路開拓をする場合 4 新規就農 ・45歳以上で就農する場合 5 資格取得 ・営農に必要な資格を取得する場合 6 米食味向上 ・米食味向上に取り組む場合 7 食育 ・農業体験等を開催する場合 ※小松市在住の農業者であること。	1(1)入学金・授業料(補助率1/2) 1(2)入学金・授業料(補助率1/2) 1(3)資材等購入費(補助額10万円以内) 2研修会に要する講師料・講師旅費(補助額5万円以内) 3新商品開発・販路開拓に要する経費(補助額10万円以内) 4就農に必要な資材等の購入費(補助額15万円以内) 5受講料・受験料・登録料(補助率1/2限度額10万円) 6肥料費・米食味コンクール出品料(補助額2万円以内) 7農業体験に要する経費(補助額3万円以内)	—	—	小松市農林水産課	0761-24-8080	http://www.city.komatsu.lg.jp/5883.htm	3.4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
羽咋市	新規就農総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢45才未満 ・国の新規就農総合支援事業による青年就農給付金の承認を受けたもの ・市に住所を有し自然栽培農業経営を開始した者 ・原則として、JAはくいの自然栽培部会に参画する者 ・販売することを目的として農産物を生産すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援助成 助成期間 3ヶ年以内 助成額 新規就農総合支援事業支給額の1割 	-	-	羽咋市農林水産課	0767-22-1116	-	4
	新規就農者家賃助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者または事業者年齢45才未満 ・国の新規就農総合支援事業による青年就農給付金の承認を受けたもの ・市に住所を有し自然栽培農業経営を開始した者 ・原則として、JAはくいの自然栽培部会に参画する者 ・販売することを目的として農産物を生産すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者家賃助成 助成額 (就農者) 家賃月額の1/2限度額20,000円 (事業者)家賃月額の1/2限度額30,000円 	-	-	羽咋市農林水産課	0767-22-1116	-	8
	環境保全型農業直接支援対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市に住所を有する自然栽培農業者・法人等 ・原則として、JAはくいの自然栽培部会に参画する者 ・販売することを目的として農産物を生産すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培面積に対する作付け助成 助成額 20円/㎡ 	-	-	羽咋市農林水産課	0767-22-1116	-	4
	自然栽培農地確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市に住所を有する農業経営者 ・のと里山農業塾受講者 ・荒廃農地の整備を目的とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等借上げ支援 支援内容 重機等の借上げを市が負担 1農地当たり1回限り 支援期間 300㎡/1日として算出 	-	-	羽咋市農林水産課	0767-22-1116	-	4
かほく市	新規就農支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢 45歳以下 ・就農面積 50a以上 ・就農期間 5年以上 ・農業体験 高校や大学などの農業関係学部での教育を受けた者、または農業専門研修機関において研修を受けた者 ・対象作物 「かほく市地域農産物ブランド化推進事業」で指定されている6品目の生産者 ・その他 各生産組合への加入者 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械、施設に対する助成 ※対象となる農業用機械 取得価格50万円未満又は耐用年数が概ね5年未満 (中古機械の場合は耐用年数が2年未満)の国県支援制度以外の機械 補助率:3/10(上限1,000千円) ※対象となる農業用施設 国県支援制度以外の施設 補助率:3/10(上限1,000千円) ・賃貸住宅家賃と公営住宅家賃の差額 (上限20千円/月) ・農地の賃貸料の一部助成 補助率1/2(上限12千円/10a) 	-	-	かほく市産業振興課	076-283-7105	-	3.4.6.7.8

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
能登町	能登町棚田保全対策支援事業	<p>下記条件を満たす「農業者及び法人、または農業者3戸以上で構成される任意団体」</p> <p>①能登町に在住し、能登町内の農地で耕作している</p> <p>②事業申請年度の主食用米作付面積が50a以上であること (畑作は前年農業所得が50万円以上であること)</p> <p>③農業共済保険に加入し、町の生産数量目標に即して営農していること</p>	<p>里山の維持・保全に意欲的に取り組む農業者を対象に、農業機械の整備に対して支援し、将来にわたり農地の維持・保全を図るほか、地域の中心となる担い手の育成や集落営農を促進する。</p> <p>補助率及び上限額 補助率は10%。上限額は下記のとおり</p> <p>①50a以上100a未満の者 20万円 ②100a以上400a未満の者 30万円 ③400a以上の者 40万円</p> <p>残存耐用年数が2年以上有する中古機械でも対象とする。</p>	-	-	能登町農林水産課	0768-76-8302	-	4
	能登町第1次産業I・Uターン支援助成金	<p>当町の第1次産業に従事する就農支援研修等を受講した(している)、I・Uターン者</p>	<p>①助成額 家賃の半額×12カ月 (上限額3万円) 初年度のみ5万円を生活支援金として助成</p> <p>②助成期間 5年間</p>	-	-	能登町農林水産課	0768-76-8302	-	8

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
富山県									
滑川市	農業新規担い手確保総合対策強化事業 (事業実施主体:市公社)	農家の後継者等	新規就農希望者等の就農を促進するため、先進農家や農業生産法人等で研修を実施するもの。	随時	特になし	農林課	076-475-2111(内線352)	http://www.city.namerikawa.toyama.jp/	2
	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農林課	076-475-2111(内線352)	http://www.city.namerikawa.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林課	076-475-2111(内線352)	http://www.city.namerikawa.toyama.jp/	4
魚津市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農林水産課	0765-23-1032	http://www.city.uozu.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林水産課	0765-23-1032	http://www.city.uozu.toyama.jp/	4
	青年農雇用促進事業	認定新規就農者 農事組合法人	農作業従事者を雇い入れた場合、1か月当り賃金の1/2を助成する。 <被雇用者> ・魚津市在住の18歳から45歳未満の方で自ら農業経営をしていない方	—	—	農林水産課	0765-23-1032	http://www.city.uozu.toyama.jp/	5
	新規就農者規模拡大支援事業	認定新規就農者	農地中間管理機構から新規に農地を借り入れた場合、借り入れ面積に応じて助成金を交付する。 <助成額> 20,000円/10a	—	—	農林水産課	0765-23-1032	http://www.city.uozu.toyama.jp/	7

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
高岡市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	<p>新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。</p> <p><助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内</p>	随時	県計画15人	農業水産課	0766-20-1308	http://www.city.takayama.lg.jp/joho/shise/gaiyo/oshiki/nog-yosuisan/index.html	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	<p>新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。</p> <p><標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)</p>	—	—	農業水産課	0766-20-1308	http://www.city.takayama.lg.jp/joho/shise/gaiyo/oshiki/nog-yosuisan/index.html	4
	高岡市新規就農者経営支援事業(市単)	認定新規就農者	<p>認定新規就農者が農業を始めた初年度に補助金を交付し経営の安定を図るもの。</p> <p><助成額上限> 種苗・肥料等購入額10万円 <補助率> 1/2 <交付対象・期間> ・高岡市在住の認定新規就農者(45歳未満) ・作付を開始した初年度</p>	随時	—	農業水産課	0766-20-1308	http://www.city.takayama.lg.jp/joho/shise/gaiyo/oshiki/nog-yosuisan/index.html	4
黒部市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	<p>新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。</p> <p><助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内</p>	随時	県計画15人	農業水産課	0765-54-2111	http://www.city.kurobe.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	<p>新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。</p> <p><標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)</p>	—	—	農業水産課	0765-54-2111	http://www.city.kurobe.toyama.jp/	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
射水市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農林水産課	0766-82-1959	nourinsui@city.imizu.lg.jp	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林水産課	0766-82-1959	nourinsui@city.imizu.lg.jp	4
	農林漁業新規就業者等支援事業	1. 就業研修者支援事業 ・市内に住所を有し、研修終了後市内法人組織若しくは個人事業者に就職することが見込まれる者又は就職することを希望する者 2. 就業者居住支援事業 ・認定就農者若しくは認定就農者になることが確実と認められる者又は専ら農林漁業で生計を維持することを目的に農林漁業の法人組織若しくは個人事業者に新たに就職する概ね60歳までの者で、市外から市内へ住所(住民票)を移転し、事業終了後3年以上、就業の継続が見込まれる者	1. 就業研修者支援事業 ・市内農家で県公社の中期研修を実施した場合に日額3,000円を限度とし、長期研修にあつては、日額1,000円を限度として支給する。 2. 就業者居住支援事業 ・月当たり10,000円を限度とし、最大12月分を支給する。	—	—	農林水産課	0766-82-1959	nourinsui@city.imizu.lg.jp	3.8
舟橋村	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	生活環境課	076-464-1121	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	生活環境課	076-464-1121	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
小矢部市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農林課	0766-67-1760	http://www.city.oyabe.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林課	0766-67-1760	http://www.city.oyabe.toyama.jp/	4
上市町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	産業課	076-472-1111(代表)	http://www.town.kamiiichi.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	産業課	076-472-1111(代表)	http://www.town.kamiiichi.toyama.jp/	4
朝日町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農林水産課	0765-83-1100	http://www.town.asahi.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林水産課	0765-83-1100	http://www.town.asahi.toyama.jp/	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
砺波市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	農業振興課	0763-33-1111	https://www.city.tonami.toyama.jp/tonamisypher/www/section/detail.jsp?id=4944	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農業振興課	0763-33-1111	https://www.city.tonami.toyama.jp/tonamisypher/www/section/detail.jsp?id=4944	4
南砺市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	産業経済部農林課	0763-23-2016	http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/index.jsp	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	産業経済部農林課	0763-23-2016	http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/index.jsp	4
入善町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画15人	がんばん農政課	0765-72-1100	http://www.town.nyuzen.toyama.jp/	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	がんばん農政課	0765-72-1100	http://www.town.nyuzen.toyama.jp/	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
入善町	新規就農者支援事業	年齢条件:35歳までの新規就農者	新規就農者に対して奨励金50,000円を支給する。	—	—	がんばる農政課	0765-72-1100	http://www.town.nyuzen.toyama.jp/	9
	特産品栽培・新規就農支援事業	<p><新規生産者支援> 町内の農業者又は農業生産法人、団体等で入善ジャンボ西瓜又はチューリップ球根の生産を町内の圃場で作付け予定の者又は作付け開始から1年を経過しない者</p> <p><生産組合等支援> 入善ジャンボ西瓜又はチューリップ球根の生産者等で構成する生産組合又はその構成員</p>	<p><新規生産者支援> 初期投資に要する種苗費、資材費、肥料費等を補助 1年目:標準事業費(150千円/5a)の2/3を補助(上限600千円) 2年目:標準事業費(150千円/5a)の1/3を補助(上限300千円)</p> <p><生産組合等支援> 新規就農者への栽培技術指導にかかる費用を補助 1・2年目:300千円/年(定額)</p>	—	—	がんばる農政課	0765-72-1100	http://www.town.nyuzen.toyama.jp/	4.9
氷見市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	<p>新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。</p> <p><助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円</p> <p><補助率> 1/2以上、(県1/2以内)</p> <p><支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内</p>	随時	県計画15人	建設農林水産部農林畜産課	0766-74-8086	—	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	<p>新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。</p> <p><標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円</p> <p><補助率> 1/6以上、(県1/3以内)</p>	—	—	建設農林水産部農林畜産課	0766-74-8086	—	4
富山市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	<p>新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。</p> <p><助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円</p> <p><補助率> 1/2以上、(県1/2以内)</p> <p><支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内</p>	随時	県計画15人	農林水産部農政企画課	076-443-2081	—	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	<p>新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。</p> <p><標準事業費> ・主穀作等非施設型経営:15,000千円 ・施設園芸等施設型経営:20,000千円</p> <p><補助率> 1/6以上、(県1/3以内)</p>	—	—	農林水産部農業水産課	076-443-2083	—	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
富山市	とやま楽農学園事業	<p>(コース別)</p> <p>①就農チャレンジコース(梨専科) (対象者): 梨生産で新規就農を目指す方。</p> <p>②就農チャレンジコース(野菜専科) (対象者): 野菜生産で新規就農や複合経営を目指す方。 ※いずれも、当学園の農業サポーター養成コース修了者または受講者であること。</p> <p>③農業サポーター養成コース (対象者): 農業サポーターとして活動し、市内農家のサポートや新規就農を考えている方。</p> <p>④企業等農業参入講座 (対象者): 農業参入を検討している企業等。</p> <p>その他の条件等:(各コース・講座共通) ・年齢条件: なし ・農業サポーターとして活動できる方。(企業等農業参入講座除く)</p>	<p>①②就農チャレンジコース(梨・野菜専科) 将来、就農するための栽培知識・技術及び生産販売を実践する3年間のカリキュラムで研修を実施。</p> <p>③農業サポーター養成コース (講座): 野菜・果樹・花き・水稻の4講座を開催。 各講座別に栽培技術の習得を目指し2年間のカリキュラムで研修を実施(水稻講座のみ1年間)</p> <p>④企業等農業参入講座 農業参入に必要な制度や基礎的な知識の習得を目指す講座を年2回(1回の講座につき2日間)開催。</p> <p>その他(各コース・講座共通) ・資料代等は受講者負担</p>	毎年、1月下旬～2月下旬	各講座20名 (野菜のみ40名)	農林水産部 営農サポートセンター	076-429-4504	—	2.6
立山町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	<p>新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。</p> <p><助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円</p> <p><補助率> 1/2以上、(県1/2以内)</p> <p><支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内</p>	随時	県計画15人	農林課	076-462-9973	http://www.town.tateyama.toyama.jp	2.6
	新規担い手規模拡大支援事業(県単)	認定新規就農者	<p>新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。</p> <p><標準事業費> ・主穀作等非施設型経営: 15,000千円 ・施設園芸等施設型経営: 20,000千円</p> <p><補助率> 1/6以上、(県1/3以内)</p>	—	—	農林課	076-462-9973	http://www.town.tateyama.toyama.jp	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
福井県									
鯖江市	鯖江市新規就農促進支援システム支援事業	<p>対象者①</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地を所有していない者または農地所有面積が10a未満である者 20歳以上70歳未満で、市内で農業が営める距離に居住している者 次のいずれかの者 <p>ア) 農業収益の安定および拡大により自立した農業経営を行おうとする者</p> <p>イ) 余暇等の空いた時間を活用し農業収益を得ることを目的に就農する者</p> <p>対象者②</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家出身者および農地所有者等で青年就農給付金(国事業)による新規就農者および福井県認定就農を受け市内で新規就農する農業者 	<p>(1)【技術支援】栽培技術と経営能力の向上を目的とした研修会の関係情報の提供と受講経費の1/2を助成(限度額20千円)</p> <p>(2)【販売支援】生産物販売ルートの開拓支援と農産物直売所の運営団体の紹介</p> <p>(3)【条件整備支援】主要な農耕機材および耕作する農地の盛土等の経費の1/2を助成(限度額250千円)</p> <p>(4)【鳥獣害対策支援】就農地が鳥獣害の被害多発地帯の場合は、電気柵等、被害防止施設設置経費の1/2を助成(限度額50千円)</p> <p>(5)【農地復旧支援】農業委員会等の斡旋による耕作放棄地等の場合は、農地への復旧経費と土壌改良経費の1/2を助成(限度額250千円)</p> <p>※新規就農から3年度を限度とする。 ※総額限度額は250千円。</p>	通年	予算の範囲内	産業環境部農林政策課	0778-53-2234	SC-NoSeisaku@city.saba.e.lg.jp	1,3,7,9
	ハウス園芸チャレンジ支援事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業収益を得ることを目的に、新規に園芸への参入を希望する、市内在住の70歳未満の者 	<p>【支援目的】</p> <p>新たに園芸に取り組もうとする者が園芸に取り組む前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入をする</p> <p>【支援内容】</p> <p>園芸ハウスの使用謝礼</p>	通年	予算の範囲内	産業環境部農林政策課	0778-53-2234	SC-NoSeisaku@city.saba.e.lg.jp	1,3,9
	園芸早期定着条件整備支援事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに園芸に取り組もうとする者 専ら土地利用型農業を行う農業者、または土地持ち帰農者で20歳以上70歳未満の者で、市内で農業が営める距離に移住している者 農業収益の安定および拡大により自立した農業経営を行おうとする者 	<p>【支援内容】</p> <p>① 主要な農業機材および耕作する農地の盛土等の経費</p> <p>② 集のうちが鳥獣害の被害多発地帯の場合は、電気柵等、被害防止施設設置経費</p> <p>③ 農業委員会の斡旋による耕作放棄地等で営農する場合は、農地への復旧経費と土壌改良経費</p>	通年	予算の範囲内	産業環境部農林政策課	0778-53-2234	SC-NoSeisaku@city.saba.e.lg.jp	1,9
小浜市	おばまアグリスクール(仮称)	<p>就農研修の希望者(対象年齢は検討中)</p>	<p>公募した就農研修希望者を対象に、市内の担い手農家において農業研修を実施する。</p> <p>その間、研修生には研修奨励金、や宿泊施設の提供を行う。また、受入農家には報償費等の支援を行う。(支援額等は検討中)</p>	H27.10～(予定)	3名以下	農林水産課	0770-53-1111(代)内線282	http://www1.city.obama.fukui.jp/ (現在未掲載)	2,3,6,7,8
坂井市	坂井市新規就農者定住促進等事業費補助金(就農準備促進等事業支援金)	<p>以下の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外から転入し市内に定住する就農見込み者 就農研修時の年齢が18歳以上から55歳未満 里親又はふくい園芸カレッジの研修者 研修終了後、1年以内に市内で就農見込みの者 	<p>50千円/月(最長2年間)</p> <p>※国の青年就農給付金(準備型)、県の新規就農者支援事業(研修奨励金、就農給付金)と重複する場合は上記の1/2を交付する</p>	H27～	2名	農林水産課	0776-50-3150	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/	3
	坂井市新規就農者定住促進等事業費補助金(新規就農者定住促進事業支援金)	<p>以下の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外から転入し市内に定住する認定就農者 就農時の年齢が20歳以上60歳未満の認定就農者 	<p>・1年目 100千円/月×12ヶ月</p> <p>・2年目 100千円/月×12ヶ月</p> <p>・3年目 50千円/月×12ヶ月</p> <p>※国の青年就農給付金(経営開始型)、県の新規就農者支援事業(就農奨励金)と重複する場合は上記の1/5を交付する</p>	H27～	3名	農林水産課	0776-50-3150	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/	4
	坂井市新規就農者定住促進等事業費補助金(空き家等活用支援金)	<p>坂井市新規就農者定住促進等事業費補助金の就農準備促進等事業支援金又は、新規就農者定住促進事業支援金の対象となった者</p>	<p>・家賃の10/10以内とし、50千円/月を上限とする(最長5年間)</p> <p>県の新規就農者支援事業(新規就農者住宅確保支援事業)を控除した額とする</p> <p>※坂井市新規就農者定住促進等事業費補助金の就農準備促進等事業支援金、新規就農者定住促進事業支援金の交付を受ける期間</p>	H27～	2名	農林水産課	0776-50-3150	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/	3,4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
おおい町	農業活性化支援事業	認定就農者 (町内に住所を有し、町内に就農する者に限る。)	○補助対象:就農に必要な機械、施設等の整備に要する費用 ○補助率:3分の2以内 ○支援期間:認定就農者認定日から就農計画期間終了まで	—	—	農林水産振興課	0770-77-1111	http://www.town.ohi.fukui.jp	4
若狭町	新規就農者農業法人等経営参画奨励金	45歳未満の者、かつ就農3年以内の者。その他要件あり。	人・農地プランに位置付けされる農業法人等へ構成員として経営参画する者に奨励金を交付 8万円/月×12ヵ月×3ヵ年	—	—	産業課	0770-45-9102	http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp	9
	新規就農者農業機械等整備事業補助金	45歳未満の町外出身者(自立就農者)、かつ就農3年以内の者。その他要件あり。	経営開始時に必要な農業機械等を整備するための補助金を交付 事業費40万円以内×1/2	—	—	産業課	0770-45-9102	http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp	9
	新規就農者園芸等ハウス整備事業補助金	45歳未満の町外出身者(自立就農者)、かつ就農5年以内の者。その他要件あり。	経営開始時に必要な農業機械等を整備するための補助金を交付 事業費120万円以内×1/2	—	—	産業課	0770-45-9102	http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp	9
	新規就農者住宅家賃助成金	45歳未満の町外出身者、かつ就農3年以内の者。その他要件あり。	町外からの新規就農者の住宅費に対して助成金を交付 家賃(3万円以内)×1/2×12ヵ月×3ヵ年	—	—	産業課	0770-45-9102	http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp	9